

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により生活資金でお悩みの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金等の特例貸付」を実施しています。

○申請窓口：石垣市社会福祉協議会（石垣市健康福祉センター内）
住 所：石垣市字登野城 1357-1
TEL：（0980）84-2211

《 生活福祉資金（緊急小口資金）申請時に必要な書類 》

- ・住民票謄本（本籍地の記載があるもの）
- ・収入が減少したことが証明できる書類
- ・運転免許証や健康保険証などの本人確認書類の写し
- ・申請者本人の印鑑
- ・振込先口座用通帳の原本及び写し（表紙、口座番号、氏名の記載確認用）
※通帳がない場合は、キャッシュカードでも可

《 申請書記入時の注意 》

- ・申請資料等の日付については、書類確認時に記入いただきますので、空欄での提出をお願いいたします。
- ・来所持には感染症予防のため、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先
石垣市社会福祉協議会
電話：0980-84-2211